

特設会場 会場設置登録の条件

一般財団法人統計質保証推進協会（以下、協会）統計検定センターが定めた以下の条件を満たす場合のみ、特設会場を設置し、特設会場団体受験を実施できます。

1 申込団体・代表者

申し込みを行う団体は、教育機関や各種法人、企業または公正な試験の実施が保証される団体（※1）であること、申込代表者は団体の教職員または従業員であることが条件です。

（※1）ここでいう公正な試験の実施が保証される団体とは、教育機関や企業におけるゼミナールやサークルおよびそれに準ずる団体をさします。

2 申込者数

申込者数は 10 名以上から実施可能です。申込者数は延べ検定種別数を数えます。例えば、1 名が午前と午後の 2 種別の申込を行った場合は、2 名としてカウントします。

3 試験監督

試験監督員および試験監督補助員など（以下、特設会場スタッフ）の試験当日の運営に必要な人員の手配は、申込団体に一任します。なお、試験教室ごとに 1 名以上の試験監督員を配置し、試験監督補助員は適宜申込団体の判断で配置してください。

特設会場スタッフは以下の条件を満たす必要があります。

- （1）特設会場スタッフは教職員または従業員およびそれに準ずる者が担当してください。
- （2）特設会場スタッフは 20 歳以上の者が担当してください。
- （3）特設会場スタッフは、当日の統計検定の試験を受験できません。

4 会場・設備

次の条件を満たす会場および設備を準備すること。

- （1）一人用机の場合は、隣の机との間隔を 45cm 以上または試験監督が机間巡視をできる程度の間隔を確保してください。
- （2）2 人掛け机の場合は、1 人だけ座らせてください。3 人掛けの机の場合は真ん中の席を空けてください。その他の長机の場合は、受験者の間隔（受験者の肩から肩の間隔）を 60cm 以上あけてください。
- （3）受験者から見える範囲に、試験に関連する内容の掲示などがないよう、注意してください。

5 申込団体の負担

実施にあたり、会場の設営や設備に関わる費用や特設会場スタッフなどの人件費は申込団体の負担となります。また、試験資材の送付と返送にかかる一部費用（8,000 円）の負担をお願いしています。

6 受験料

受験料は申込団体宛に請求します。受験者が負担する割合や金額や集金方法などは申込団体に一任します。初めて団体受験を実施する場合は、試験日前に受験料を確定し、請求書を送付しますので、期日までにお支払いください。団体受験を実施したことがある場合は、試験日後に請求書を送付しますので、翌月の末までにお支払いください。

7 キャンセル

特設会場の設置登録申請完了後でも、申込者が 10 名に満たない場合はキャンセル可能です。

申し込みが確定（申込代表者が申込者の情報が記載されたファイルを送信し、それを統計検定センターが確認して受験料を確定したタイミング）後の取消、返金、検定種別の変更はできません。また、一度納入された受験料の返金および次回への振替はできません。欠席による受験料の割引はできません。

8 誓約書の提出

申込代表者は次の趣旨を了解のうえ、統計検定センターが送付する「特設会場団体受験実施に関する誓約書」に署名・押印し、提出してください。

- (1) 試験実施にあたり不正があった場合、不正により優遇された受験者の答案は採点対象から外されること、ならびに不正の内容によっては申込団体および申込代表者の名前および不正事実が公表されることがあります。
- (2) 協会および統計検定センターの定める実施手順や指示や本文書（特設会場 会場設置登録の条件）から逸脱した試験運営によって、協会および統計検定センターが損害を被った場合、しかるべき損害賠償を申込団体または申込代表者に求めることがあります。

以上